

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	高齢者の医療の確保に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

村田町は、高齢者の医療の確保に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定個人情報の不正利用防止のため、事務担当者だけにID及びパスワードを付与し、システム操作者と操作権限を限定している。

評価実施機関名

宮城県 村田町長

公表日

平成27年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する事務
②事務の概要	<p>[事務全体の概要] 当該事務は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の給付又は保険料の徴収に関する事務である。</p> <p>[特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容] 村田町は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令並びに村田町後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③後期高齢者医療の給付に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務</p> <p>[その他] 上記の事務に関して、番号法第19条第7号の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を実施する。</p>
③システムの名称	<p>①後期高齢者医療システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④団体内統合利用番号連携サーバー（番号連携サーバ） ⑤中間サーバー（中間サーバー・プラットフォーム）</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>①後期高齢者医療情報ファイル ②収納管理情報ファイル ③滞納管理情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①番号法第9条第1項 別表第一 59の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条第7号 別表第二 82の項</p> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条第7号 別表第二 83の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>①給付業務担当／町民生活課 ②徴収業務担当／税務課</p>
②所属長	<p>①給付業務担当／町民生活課長 大宮 正夫 ②徴収業務担当／税務課長 澤野 一弘</p>
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	村田町総務課 住 所:〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6 電話番号:0224-83-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	[給付に関する問合せ] 村田町町民生活課 住 所:〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6 電話番号:0224-83-6401
	[徴収に関する問合せ] 村田町税務課 住 所:〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6 電話番号:0224-83-6403

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる